

青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象

- (1) 要綱 2 の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) 要綱 2 (2) の「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 1 項に規定する認定を受けたものをいう。

2 融資条件

- (1) 要綱 3 (4) の「合理的な理由なく事業計画の進捗の報告を怠った場合」とは、金融機関による再三の報告要請にもかかわらず当該進捗の報告がなく、かつ、その後も改善が見込まれない場合をいう。
- (2) (1) の「改善が見込まれない場合」とは、融資を受けた中小企業者、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関、信用保証協会との間でその後の対応について協議した結果、当該中小企業者が「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化借換資金要件確認書）（要綱様式第 1 号）において確約した事項を遵守しないものと判断された場合をいう。
- (3) (1) の場合には、金融機関は、要綱 3 (4) により、金融機関所定の手続きにより融資利率を変更するものとする。

3 報告

- (1) 信用保証協会は、毎月の保証状況について別紙様式により、翌月の 10 日までに県に報告するものとする。
- (2) 信用保証協会は、保証料の補助（又は補給）を実施する市町村に係る毎月の保証状況について、翌月の 10 日までに当該市町村に報告するものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

青森県経済産業政策課長 殿

青森県信用保証協会
会長

青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度の 保証状況について

このことについて、青森県経営力強化借換資金特別保証融資制度要綱 8 及び取扱要領 3 の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：千円、%)

1 保証承諾の状況

融 資 名	前月までの累計		() 月の実績		計 A		融資枠 B	達成率 A ÷ B
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
青森県経営力強化借換資金								
うち新規資金を含むもの								

(再掲)	前月までの累計		() 月の実績		計 A		備 考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の補助対象							